

(様式第4号) (令和6.4.1改正)

再就職援助計画対象労働者証明書

令和 年 月 日

公共職業安定所長 印

下記の者については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）に基づく再就職援助計画（認定番号第 号）に係る対象労働者であることを証明する。

記

対象労働者氏名

雇用保険被保険者番号

離職前賃金

(「計画対象労働者に関する一覧」(様式第1号別紙2)における番号)

(注意)

- 1 （事業主の方へ）本証明書を対象労働者に交付し、ハローワークや民間の職業紹介事業者へ再就職の相談や採用応募・面接をする場合は本証明書を提示するように案内した上で、再就職先に提出するよう説明してください。
- 2 （事業主の方へ）対象労働者から離職前賃金について更新を希望する旨の連絡があった場合、離職前賃金証明書（様式第8号）に賃金台帳等を添えて管轄のハローワークに提出してください。
- 3 （対象労働者の方へ）あなたの早期再就職につながる可能性がありますので、ハローワークや民間の職業紹介事業者へ再就職の相談や採用応募・面接をする場合は本証明書の提示などで、再就職援助計画の対象者である旨を申告してください。また、再就職した場合、再就職先の事業主が早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）の支給を受けられる場合があります。本証明書は、事業主の方が早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）の支給申請を行う際に必要となりますので、再就職した場合には再就職先に提出してください。
- 4 （対象労働者の方へ）記載されている離職前賃金が、実際の離職時賃金と異なる場合であって、証明書の発行から一定期間が経過している場合は、離職前の事業主に申し出て、更新することができます。また、公共職業安定所を通じて更新することも可能ですので、ご相談ください。なお、事業の廃止等の理由で事業主と連絡が取れない場合等、更新ができないこともあります。
- 5 （対象労働者の方へ）記載の離職前賃金とは、時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当のことをいいます。
- 6 （対象労働者の方へ）再就職援助計画が変更され、計画の対象労働者でなくなった場合には、事業主を通じて本証明書を公共職業安定所に返還してください。

※処理欄（特例対象者に該当するか）

該当する ☐ / 該当しない ☐

※裏面は表に記載されている離職前賃金額の更新を希望する場合に記載して、最寄りのハローワークにお持ちください。ハローワークにおいて更新の手続きを行います。更新には時間がかかる場合があります。

賃金更新希望に係る申出書

離職前賃金について、更新を希望します。

令和 年 月 日

氏名

連絡先